

の運送に従事させられたであろうから、軍民ともに苦勞が絶えなかつたろう。

黒田長政は、小西行長の金山浦上陸について、西隣の金海に上陸、二週間で京城に侵入した。その後、北の平壤を攻撃する小西行長を支援するため、大友義統を誘つて平壤に突入した。その後は、京城と平壤の連絡路確保のため、白川に在陣した。やがて、明より李如松が兵五万を率いて朝鮮軍に加わり、計二〇万の大軍をもつて平壤を包围した。一万八〇〇〇ばかりで楯籠る小西行長を支援しても勝ち目がないと判断した大友義統は、鳳山の城を出て京城まで撤退した。

黒田家臣小河伝右衛門は竜泉の砦を守り、小西行長軍の撤退を待ち、黒田長政の援軍を得て、撤退軍の殿を務めた。このため、大友義統は秀吉の激怒を買ひ、豊後一国を没収され、小河伝右衛門は藏入地となつていた妙見・龍王城領一万石を与えられたが、渡海中に病死した。

その後、京城で、小西行長や三奉行と明使沈惟敬らとの間に和議が調

い、日本軍が帰国したが、黒田長政は殿を務めたあと帰国した。慶長二年（一五九七）、秀吉は朝鮮との和議を破り、再渡海を命じた。渡海軍一三万余のうち、黒田長政は五三〇〇人の割り当てを受けた。渡海した日本軍は海辺に城を構え、黒田如水も渡海して、朝鮮の治政に当たつた。しかし、間もなく、秀吉が病死したので、慶長の役は中止された。

#### (六) 関ヶ原合戦と郷土

黒田氏の筑前移封 黒田如水は、朝鮮出兵中から石田三成と不仲で、秀吉の死後、徳川家康に接近し、家康の養

女を長政の嫁として迎え、家康方として行動した。関ヶ原の合戦が始まると、留守を預かった黒田如水は三六〇〇余の兵を集め、別府石垣原の合戦に、大友家再興を賭ける大友義統を破り、西軍に与した国東の安岐城・富来城を降し、隈（日田）・角牟礼（玖珠）等の諸城を請け取り、小倉・香春両城を請け取つたあと、久留米・柳川等の城を請け取つて、薩摩境まで兵を進めて、島津氏の降伏を待つた。それらの功労によって、黒田長政に筑前一国が与えられ、博多の名島の城へ移ることになった。

## 二 細川時代の犀川地方

### (一) 細川藩の成立

細川氏の入国 細川氏は、三河国（愛知県）細川が本貫で、室町幕府の管領の一族である。細川忠興は、永禄六年（一五六三）十一月十三日に細川藤孝（幽斎）の子として京都に生まれた。

慶長五年（一六〇〇）二月、徳川家康は、細川忠興に、大坂屋敷の台所料として豊後の速見郡・杵築のうち六万石を与えた（「松井」）。忠興は、家臣松井康之・有吉立行を九州へ派遣し、この領地を支配させた。

同年九月、関ヶ原の役で覇権を確立した家康は、その戦後処理として豊臣系外様大名の改易・転封を強行した。豊前の規矩・田川の二郡を領し、小倉城にいた毛利勝信は、西軍に味方したため除封になつた。豊前六郡を領し、中津城にいた黒田長政は、東軍に属して活躍したため、筑前一国五二万三〇〇〇石を与えられ、十二月十一日、父孝高とともに名島城（福岡市東区）に入り、そして、同七年、築城なつた福岡城に

移つた。

慶長五年十二月二十六日、細川忠興は、子の忠利らとともに、豊前一国（規矩・京都・田川・築城・仲津・上毛・下毛・宇佐）と豊後国國東郡・速見郡を合わせた三〇万石（実高三九万九五九九石六斗）の領主として、丹後宮津（京都府）から豊前中津に入封した。

**検地と刀狩り** 細川氏は、入封早々、検地と刀狩りを実施し、領地の確保・兵農分離など、領主権力の発動を行つた。

慶長六年七月、検地の実施にあたって、「検地法度」二三か条を発した。検地は、太閤検地の一反二三〇歩制を採用し、村位は「上ノ村」・「中ノ村」・「下ノ村」の三段階制、地位は田畠ともに上々・上・中・下・下々の五段階制を採用した（文書）。

細川氏が幕府から拝領した表高は三〇万石であつたが、検地により九万九五九九石六斗の増石・打ち出しをみている。

細川氏の慶長検地は、慶長六年のほかに、同十四年に、荒地・新地を中心とした手直し内検を実施している。そして、翌十五年七月には、永荒地・当荒地など荒蕪地の開発を進め、公役免除を条件に、他国の新百姓移入策を打ち出し、耕地の拡大と年貢增收を図った。寛永検地としては、寛永三年（一六二六）六月二十六日付の「規矩郡之内水町村田方御檢地御帳」（北九州市立歴史博物館所蔵）など四冊が残つていて。

御分領道員狩仰せ付られ候といえども、福嶋の内躍村の者共、刀・脇差御免し成らる者なり

慶長九年

十一月廿三日

加々山隼人

興繩

（『熊本県史料』中世<sup>2</sup>）

福嶋村踊子中

この史料は、下毛郡の郡奉行であった加々山隼人興繩（興良）から福嶋村（中津市）の踊子にあてた奉書写である。細川領内で、武士以外の刀・脇差など武具の取り上げを命じたが、福嶋村北原の踊子の刀・脇差は取り上げなかつた。

## （二）小倉領と中津領の成立

慶長六年（一六〇二）春から始まつた細川氏の領内総検地は、七月中旬には一応めどがつき、八月初めから家臣への知行割りが行われた。検地で検出された三九万九五九九石六斗のうち、三〇万石が家臣に給地（知行地）として配分され、残り九万九五九九石六斗が藏入地とされた。給人の知行地配置は、忠興が自ら行い、要所ごとに、「人持衆」（陪臣を抱えるような大身）を置いた。

忠興は、中津城より小倉城に本拠を移すことを決意した。慶長七年正月十五日、小倉城構築の鍬入れが行われ、同年十一月中旬に一応、忠興は中津から小倉へ入城した（『細川藩』）。

忠興は、中津城を二男興秋の居城としたが、三男忠利が継嗣と決まるところ、興秋は証人として江戸に赴く途中で出奔し、京都で剃髪した。そのため、一時、志水宗加が中津城を預かつたが、まもなく忠利が正式に中津城に入つた。

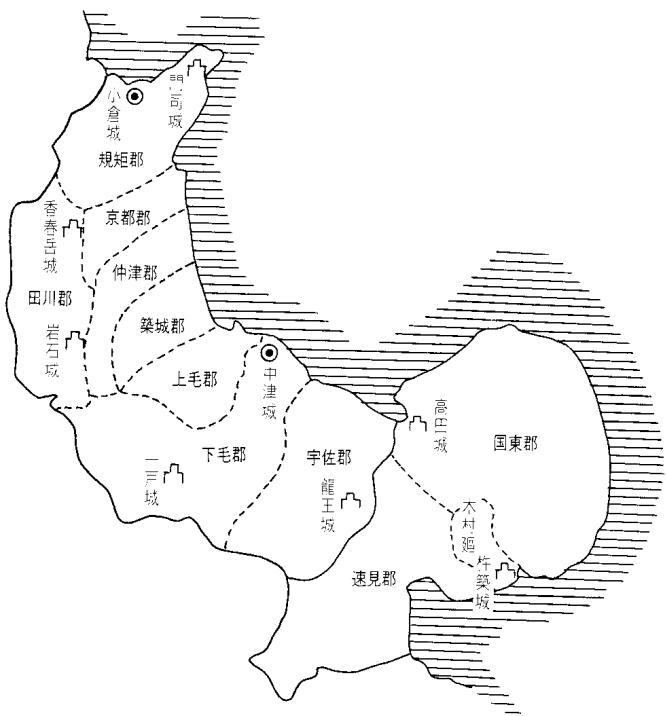
忠興は、門司城に沼田延元（忠興の従兄弟）、香春岳城には細川孝之（忠興の弟）、田川の岩石城に長岡忠直、下毛の一戸城に荒川輝宗（忠興の従兄弟）、宇佐の龍王城に細川幸隆（忠興の弟）、高田城に有吉立行（家老職）、杵築城に松井康之（同）を、それぞれ城番として配置した

## 第4章 近世

第1表 小倉・香春・豊津藩主一覧

藩主	生没年月日	在任期間	在封年	官名	幼名・通称	法号	石高変遷年月日	石高(表高)	領地(国郡名)
1 毛利 勝信	生年不詳 慶長16. 9. 8	天正15. 6. 慶長5. 10.	13	老岐守	一 斎	不 詳	天正15. 6.	60000	豊前国規矩郡・田河郡
1 細川 忠興	永禄6. 11. 13 正保2. 12. 2	慶長5. 12. 26 元和6. 閏12. 25	20	越中守 従少將	熊千代 長岡與一郎 三齋宗立	三齋宗立 松向寺	慶長5. 12. 26	300000	豊前国一国 豊後国の内国東郡・速見郡の内
2 忠利	天正14. 10. 11 寛永18. 3. 17	元和7. 寛永9. 10. 4	11	越中守 従少將	光内	記	台雲宗伍 妙解院	"	"
1 小笠原忠真	慶長1. 2. 28 寛文7. 10. 18	寛永9. 10. 11 寛文7. 10. 18	35	侍近将監	春大	松丸学	徳叟紹敷 福聚寺	寛永9. 12. 7 150000	豊前国企救郡・田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡と上毛郡の内
2 忠雄	正保4. 5. 20 享保10. 6. 28	寛文7. 12. 10 享保10. 6. 28	58	遠江守 従右近将監	万松	丸正	曉山紹榮院	"	"
3 忠基	天和2. 7. 4 宝曆2. 2. 5	享保10. 8. 13	27	遠江守 従右近将監	豊穣	松丸部	良巣際仁 洪濟寺	"	寛保2. 12より延享4. 10の間 豊後国速見郡・國東郡・玖珠郡の内で32000石余を預かる
4 忠總	享保12. 8. 22 寛政2. 11. 8	宝曆2. 3. 21 寛政2. 11. 8	38	伊予守 従左近大夫 兵部大輔	政次郎	助郎	真乗道圓 諦鏡院	"	豊前国企救郡・田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡と上毛郡の内
5 忠苗	延享3. 9. 24 文化5. 2. 18	寛政3. 1. 29 文化1. 7. 20	13	伊予守 従右近将監	保長	三郎浮	寛叟維信 淨國寺	"	"
6 忠園	明和7. 9. 4 天保14. 7. 18	文化1. 7. 20 天保14. 7. 18	39	伊予守 従少將	亀彥	吉郎	仁沢宗臻院	"	"
7 忠微	文化5. 10. 12 安政3. 5. 12	天保14. 9. 3 安政3. 5. 12	13	伊予守 従左京大夫	傳次郎	忠山道徵 清寛寺	"	"	
8 忠嘉	天保10. 2. 29 万延1. 6. 26	安政3. 8. 29 万延1. 6. 26	4	伊予守 従右近将監	直之進	高鑑道隆 義峰院	"	"	
9 忠幹	文政10. 9. 14 慶応1. 9. 6	万延1. 11. 6 慶応1. 9. 6	5	信濃守 左京大夫	鏡豊	吉丸	泰巌義秀 忠幹寺	"	"
10 忠忱	文久2. 2. 8 明治30. 2. 5	慶応3. 6. 25 明治2. 6. 18	—	—	豊千代丸	明道不徳 錦陵院	"	慶応3. 3. 15田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡と上毛郡の内は香春藩	慶応3. 3. 15田川郡・京都郡・仲津郡・築城郡と上毛郡の内は香春藩
		明治2. 6. 18 香春藩知藩事						明治2. 12. 24 香春藩を豊津藩と改める	
		明治2. 12. 24 豊津藩知藩事 (明治4. 7. 14免)						明治4. 7. 14豊津藩を豊津県と改める	

第1図 細川藩領と支城配置



(細川藩)。小倉城を本城とし、門司以下の八支城に、細川一門・有力家臣を城代として配置した支城在番体制は、そのまま藩の軍団編成の基礎ともなった。(第1図)

これらの支城は、元和元年(一六一五)閏六月十三日発布の一国一城令によつて破却されたが、中津城については、翌二年、特に残置が認められた。

元和六年閏十二月二十五日、忠興は、三男忠利に家督を譲り、剃髪して三斎宗立と号した。翌七年六月二十三日、家督を継いだ忠利は小倉城に移り、八月朔日に國受け取りを済ませた。三斎は、隠居城として修復を終えた中津城に入つた。三斎の隠居料は三万七〇〇〇石、中津給人の知行高四万二〇九三石。合わせて七万九〇九三石の中津御領分がここに成立した(「細川藩」)。

「部分御旧記」(文庫)には、「中津御領分」・「中津御蔵納」などと見え、「本藩年表」(同)は、忠利が藩主となつた元和七年から始まつてゐるのと、本藩は小倉領と認識され、三斎の蔵入地ならびに三斎付き給人知行地は中津御領分として、忠利の小倉領とは分離した存在であつた。そして、中津御領分の行政機構も、本藩とは別に、「中津奉行衆」による独自の統治が行われた。

では、中津領は、二豊(豊前・豊後)のどの地域に分布していたのであらうか。

元和八年六月十二日の「豊前国仲津郡人畜改帳」に、

谷口村 堀井九兵衛  
井川傳十郎 中津へ上り地高共ニ

とある。犀川町域の谷口村には、「中津へ上り地」(中津給人知行地)が存在しているのである。また、同帳に、「流末村 矢野兵吉上り地 中津御蔵納之(内)」とあるように、仲津郡の流末村も中津蔵入地であつた。

このほか、『小倉藩人畜改帳』によると、中津給人知行地として、下毛郡では西谷手永の西上津野村、手嶋手永の東屋方村・下屋方村・今行村があり、中津蔵入地として、下毛郡の加来村があつた。下毛郡伊原村

には、中津蔵入地と小倉蔵入地がみられる。「御奉行所覚帳抄出」によると、上毛郡河原田村が中津蔵入地、築城郡高塚村が中津領分とあり、「規矩郡家人牛馬一紙目録」(文書)には、「外ニ千石ハ仲津御藏納分これあり」とある。

寛永十年(1633)七月の「御代官御算用帳」(文書)によると、山国川(当時は高瀬川と呼ばれる)を挟んで中津城に隣接する上毛郡大ノ瀬手永一九か村のうち、中津領は吉岡・広津・鈴熊・仁料・中村・土屋垣・今吉の七か村であり、幸子・別府・下多布原・八並・上多布原・垂水・直江・宇野の八か村は小倉領との相給支配であった。このように、中津領は、上毛・下毛・仲津・築城・規矩郡などに散在していたようである。

(三) 手永制度と人畜改め

**手永と農村** 細川氏は、豊前・豊後の領国經營にあたって、「手永」制度といふ、固有な地方支配を採用した。

この手永とは、自然的な「村」の行政区画であり、細川支配領域の豊前・豊後、転封後の杵築松平藩、転封先の肥後細川藩以外には三河岡崎藩に一例ある。これは、水野氏が肥前唐津在城中、細川氏の制度を見聞し、岡崎で試みたものと考えられている。

細川藩の農村支配には、惣奉行→郡奉行→惣庄屋→庄屋→肝煎→山ノ口という縦の系列が採られた。

藩成立当初の中核機構は、松井康行・有吉立行を筆頭とする年寄衆の下に、奉行衆数人を置き、年貢収納には藏奉行、農村支配には郡奉行を

第3表 郡奉行一覧 元和元年(1615)

郡	郡奉行	切米	番方
規矩	神足三郎右衛門	石200	留主居組
	小崎与次兵衛	200	〃
田川	河喜多五郎右衛門	500	〃
	釤本半右衛門	200	〃
京都・仲津	松本彦之進	200	〃
	簗田甚之允	150	〃
築城・上毛	沢庄兵衛	300	〃
	荒木善兵衛	200	〃
下毛	小崎太郎左衛門	200	〃
	河喜多九太夫	150	〃
宇佐	沖津佐太夫	150	馬廻組
	宗像清兵衛	300	留主居組
国東	小林半右衛門	200	〃
	蒲田次右衛門	200	〃
速見	宇野七右衛門	200	〃

(「豊前小倉御侍帳」による。)

第2表 郡奉行一覧

慶長7年(1602)

郡	郡奉行
規矩	魚住市正
田川	中嶋左近
京都・上毛	長岡肥後守宗信
仲津	松井佐渡守康之
木付廻	加々山隼人興良
下毛	長岡武藏守立行
宇佐	魚住加賀守
國東	杉生左兵衛
速見	

(「細川家記」による。)

には、中津蔵入地と小倉蔵入地がみられる。「御奉行所覚帳抄出」によると、上毛郡河原田村が中津蔵入地、築城郡高塚村が中津領分とあり、「規矩郡家人牛馬一紙目録」(文書)には、「外ニ千石ハ仲津御藏納分これあり」とある。

設置し、必要に応じて奉行を任命するというものであった。

第2表は慶長七年(1602)の、第3表は元和元年(1615)の郡

奉行一覧である。

慶長七年時点での郡奉行は、例えば、仲津・木付廻の兼帶郡奉行松井康之は、杵築城預かりの年寄衆（二万五〇〇〇石）であり、京都・上毛の兼帶郡奉行岡宗信は、田川の岩石城預かりの人持衆であるように、支城預かりクラスの重臣がなっている。そして、松井康之が、仲津郡と木付廻という地理的に隔絶した地域を、しかも兼帶するという形式的な支配を行っていた。

元和元年の郡奉行は、留主居組・馬廻組の一五〇～五〇〇石取りクラスが単独郡あるいは隣接郡を二人で実態的に支配している。元和年間（一六一五～二四）になると、職制も次第に独立し、整備されていった。

各手永には、惣庄屋が一人ずつおり、その名称は、「帆柱儀左衛門手永」・「伊良原二郎兵衛手永」などと、惣庄屋名が冠されていた。元和八年時点では、仲津郡は犀川町域の帆柱・伊良原両氏のほか、大村二郎左衛門・国作善七郎の四人の惣庄屋がいた。

手永の規模は、最大クラスが石高で一万石弱、村数で二〇か村弱、最小は一五〇石弱で、一村一手永も数か村を数えている。このように、各手永は、規模の上で大小の差異が甚だしく、整然とした行政区画制度とはいえない。水系、山谷系、入会、給人・蔵入の知行のあり方など、地域的・人為的条件が作用していたようである。

手永内の各村には、庄屋・肝煎あるいは山ノ口がいた。庄屋の数は必ずしも一村一人とは限っておらず、五人の給人知行地である崎山村には庄屋が五人おり、本庄・喜多良・上伊良原の各村には庄屋が三人ずついた。反対に、大坂村のように庄屋のいない村もあった。山谷に立地した村には、山林用益・採草・入会にかかる「山ノ口」という村役人もいた。

### 人畜改め

細川氏は、その領国經營のために、土地領有の実態を掌握し、年貢を徴収するためには「検地帳」を作成し、さらに領民の生活と生産手段の実態を掌握し、夫役（労働力）を徴発するための基本台帳として「人畜改帳」を作成した。

元和六年暮れに忠興が隠居して、翌七年に中津城へ移り、二代藩主として忠利が小倉城にはいって間もなく、元和八年、新しい藩主権力のもとに、忠興の隠居領（中津の三斎蔵入地）と宇佐御許・彦山・小倉町を除いた領内の人畜改めが実施された（「部分御旧記」「熊本県史料」近世2）。

調査内容は、百姓・名子・下人・下女などの階層、大工・山伏・鍛治などの職業、そして年齢・身障者・性別などの調査書きあげ、また、地域によっては、村高・家数・人数・牛馬数・土地領有形態・村役人などを詳細にわたっている。第4表は、「犀川町域の土地領有形態」を、第5表は、「犀川町域の人畜改め」を表にしたものである。

元和八年六月十一日の「豊前国仲津郡人畜改帳」には、第4表のよう

第4表 犀川町域の土地領有形態 元和8年（1622）

村名	知行別	蔵入地	給地
		○○ ○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	
命		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
花続木谷久古大山本築大崎喜鑑	多 末高 良 良 伊 伊	熊院山口留川村坂鹿庄瀬熊山良畠 屋屋垣丸瀬原原柱	下上内犬横下上帆

（「仲津郡人畜改帳」による。）

第5表 犀川町域の人畜改め

元和8年(1622)

階層 村名	惣庄屋	庄屋	山ノ口	本小百姓	その他の農業從事者	従事者	非農業從事者	年15より	年15より	下の男	男合計	女合計	男女合計	牛	馬	牛馬合計
花綱木谷久古大太山本築大崎喜鑑命	熊院山口留川村坂鹿庄瀬熊山良畠多か末高高	伊良良帆	下上内犬横下上帆	1168151613	2214151619291	111351194840101925241129151521553498442216456	1113125351141411158263	81115214141032910151012	3165214141032910151012	47504216456257745486899506463535107322627322840915934	46383013281851189138498041552627322840915934	938872298010813886117179915572623549718534165	13161110131721122101110623549713918534165	64421521019263164114766521023611465714	19201571019263164114766521023611465714	
計				383	441640	171372	3341,378	1,0652,443	276128	404						

(『小倉藩人畜改帳』による。)

に、犀川町域の村として二四か村が見え、総石高一万七六〇石のうち、二五八〇石余が小倉藩蔵入地で、「給人上り地」・「中津給人上り地」を含めて家臣知行高が七四三〇石となり、町域の七〇石が知行地であった。一村すべてが蔵入地であるのは、木山・大坂・大熊・鎧畠・帆柱の五か村、古川・下高屋・内垣・上伊良原の四か村は蔵入地と知行地の相給支配、他の一五か村は家臣知行地であった。町域二四か村の人口は、二四四三人、牛数は二七六匹、馬数は一二八匹であった。

### 三 小笠原時代の犀川地方

#### (一) 小笠原藩の成立

##### 譜代大名小笠原氏

寛永九年(一六三二)十月四日、細川三斎・忠利父子が、加藤忠広改易の跡を受けて肥後五四

万石の藩主として熊本に転封したあとに、同年十二月十三日、小笠原忠真が、播磨国(兵庫県)明石から豊前小倉一五万石の藩主として入封した。

小笠原氏は、源義家の弟義光の後裔である。義光の曾孫遠光は、出生地である甲斐国巨摩郡加々美にちなんで、加々美を姓としたが、その二男長清が、同郡小笠原の地に生まれ、承安年中(一一七一—七四)に小笠原村に住んだので小笠原を姓とした。長清の子長経は、信濃国筑摩郡深志の城主となり、子孫の多くは信濃国の守護職を務め、深志を本拠とした。長時のとき、武田信玄との戦いに敗れ、一時期流浪の身となつたが、その子貞慶は、天正十年(一五八二)、徳川家康の信濃攻略に参画し、旧領深志(松本と改称)を家康に安堵された。貞慶の子秀政は、家